

『日本書紀』注所載〈懷胎十月の説〉考 ——『日本書紀神代合解』を視座として——

はじめに

慶長四年（一五九九）、後陽成天皇の勅を受けて『日本書紀神代卷』二巻が無訓白文として刊行される。数ある国書のなかで、慶長勅版として始めて本活字版本の榮を担った『日本書紀』神代卷は、慶長十年に古活字版、寛文七年（一六六七）に整版が出され、続く寛文十年版以下、多くの版が刷られる。また、『日本書紀』全巻は、慶長十五年に、三十巻十五冊の古活字版が刊行、寛永年間（一六二四～一六四三）に、この慶長古活字本に、返点・訓点が付されて覆刻整版として刊行される。さらに、寛文九年（一六六九）には、寛永版本をもとに訂正が加えられて刊行され、その後、數度にわたって覆刻されていく。

江戸時代初期、神道家や歌学の家に秘藏されてきた『日本書紀』本文が、おおやけになるにともない、寛永頃から、神代卷の注釈書が刊行され始める。

そのひとつである『日本書紀神代合解』十二巻十二冊は、寛文四年（一六六四）三月の刊行で、忌部正通「神代卷口訣」、一条兼良「日本書紀纂疏」、ト部（吉田）兼俱「日本書紀神代卷抄」、清原宣賢「日本書紀抄」といった四つの『日本書紀』神代卷の中世注釈書が引用される。

神世七代目の男女神、伊弉諾尊と伊弉冉尊は、磯馴廬島おのころじまで、夫婦となりまくわいをして、淡路洲を産み落とした後、豊秋津洲以下、八つの国、すな

わち大八洲国を生む。慶安二年（一六四九）に刊行された『三賢一致書』は、宇宙の生成と人の誕生を、易道の陰陽五行説、仏教の五大説を中心にして説き、夫婦和合による懷胎と胎内十月の胎児生成の経過が図を伴って説明される。この書には、「神道ニハ陽神ヲハ伊弉諾尊ト云テ是我等ガ母ナリ。陰神ヲハ伊弉冉尊ト云テ是我等ガ父ナリ。陰神ノ陽也。サレハ日本開闢ノ砌ニ伊弉諾尊、男ノ陽ナリ。滄海原トハ女ノ陰也。サレハ日本開闢ノ砌ニ伊弉諾尊、伊弉冉尊ノ二神大和國宇多郡天香山ニ於テ相伴戲給フ。有時伊弉諾ハ俯、伊弉冉仰テ戲給フ時、虚空ヨリ鶴鵠飛來テ其尾ヲ搖カス。又二神モ同ク其腰ヲ搦ム。此時ニ於テ伊弉諾尊始テ穴嬉ト謂。伊弉冉尊ハ穴快ト謂。是日本ノ語ノ始也。又夫婦ノ始ナリ。

山 下 琢 巳

伊弉諾尊と伊弉冉尊は、始めて日本語を話し、夫婦和合を行つた神とされる。本稿では、この二神の人間的な交合による国生み神話のうち、淡路島を生み出したことについて、『日本書紀神代合解』に所載される中世注釈書が、どのような解釈をしているのか、また、懷胎から出産にいたる人の胎児十ヶ月の様子を記す〈懷胎十月の説〉が、そこになぜ引用されるのか、このことにつき探っていく。

一、版本『日本書紀神代合解』

体裁は、十二卷十一冊の大本で、各巻表紙に、「書日本書紀神代合解一（～十二終）」の外題、一巻表紙見返しに、「神代合解（横書き）／口決 忌部正通／鈔 ト部兼俱／講義 大外記環翠（以上縦書き）」とある。柱刻を「口決序」とする「丁表は、忌部正通の「日本書紀口決序」で始まり、その頭注の形で、「藤兼良序」として、一条兼良の『日本書紀纂疏』序が載る。本文部分は、柱刻を「日本書紀合解」とし、内題は、「日本書紀卷第一（～十）」「日本書紀卷十一・十二」、卷八（～七）が神代上、卷八（～十二）が神代下を扱う。十二巻末には、柱刻を「日本紀跋」として、「慶長己亥姑洗吉辰／正四位下行少納言兼侍従臣清原朝臣國賢敬識」との識語を持つ慶長四年古活字版『日本書紀神代卷』の跋文が、そのまま転載される。刊記は、「寛文四年三月下旬／村田勝五郎開板」。また、刊記のみを「寛文四年三月下旬／中野氏／開板」とするものがある。版面より後者が後刷り。十二巻の構成は、忌部正通の『日本書紀口訣』の章立てに拠るが、その編者は、未詳。
本文は、『日本書紀』の順で三注釈を並記し、頭書に『日本書紀纂疏』の該当部分を載せる。そして、諸注の〈懷胎十月の説〉は、『日本書紀』本文の次の一節に引用される。

及レ至ニ産時先以淡路洲為胞。意所不レ快。故名之曰淡路洲。廻生大日本（日本此云耶麻騰。下皆効レ此）豊秋津洲。

お産をするときになつて、まず淡路洲を胞として生んだ。しかし、二柱の神の心にはうれしくないところがあつた。それで、名付けて淡路洲（吾恥の意味）という。そこですぐに大日本なる豊秋津洲を生んだ。胎児を包んで守護する胞衣は、正常出産では、分娩後に排出される。人間であれば胎児であるところの本州よりさきに胞衣である淡路島が生まれた。このところ、現在の注釈では、淡路島を胞（兄の意味をも持つので）つまり第一子として生ん

だと解釈し、第二子は生みそこないをするという当時の伝承を受けたものとする。この一節では、「胞」という語が、特に解釈上で問題とされている。そして、この国生み神話は、一個の創造神が天地すべてのものを創り出すのではなく、男神と女神の生殖によつている点が特異であるとされる。
『日本書紀』成立後、講書として始まつた訓詁の学は、中世になり、『釈日本紀』というト部兼文が文永十一年（一二七四）から翌建治元年にかけて行われた講義を、その子兼方が編纂した書によつて大成される。しかし、また、一方で中世神道の隆盛とともに、神代紀を「神典」とする観念が形成され、神代卷を宗教的觀点から解釈する流れが起つ。『日本書紀神代合解』には、それまでの解釈に日本古来の思想を色濃く反映させようとした中世の代表的な注釈書が引用される。そして、これらは、中世においては、日本紀の家の秘説として伝授されてきたものであり、余人の容易に窺うことのできないものであつた。

國生み神話は、男女二神が生殖によつて國を生む。また、そこには、人の出産とかかわる「胞」という語がみえる。この神の交合でありながら、人の出産を想像させる部分が、神を絶対とする神道の立場からは、どのように解釈されるのか。

二、忌部正通『神代卷口訣』の説

忌部正通、生没年未詳で、事跡も一切不明。忌部神道の創始者とされ、『焉貞治丁未黃鐘水泉動日譁識忌部正通』との自序より貞治六年（一二六七）十一月に、『神代卷口訣』を成稿したとされるが、後人の仮託とみる説もある。

写本として伝わるもので、最も古い奥書を有するのは、天理本（吉一二一七六）で、「武州江戸而書之担斎本也／寛永十七年極月未三日」とある。ここに記される担斎は、その性忌部また広田と称し、江戸初期の神道家で、『神代卷神龜抄』を著し、元本宗源神道（吉田神道）に対し、根本崇源神道（忌部神道）を唱導した。また、『先代旧事本紀大成經』偽作に関わって、その根本經典にしたともいわれる。天理本の別本（吉一一一六二）の奥書に

は、「正本者忌部家本之旨也」／慶安元年極月十六日写之也」とあり、『神代卷口訣』

が、忌部家伝來のものという認識があつたようである。

版本には、二巻五冊本で、「寛文^辰四年九月吉日／一條通松屋町／書肆武村

市兵衛新刊」との刊記を持つもの、同じ刊記を持ちながら「京御幸町御池南

／書林菱屋孫兵衛」との朱印を捺したものがある。後者は、増補改訂のうえ

版を新たにする。『日本書紀神代合解』におくれること六ヶ月に刊行された

『神代卷口訣』は、忌部神道の系統を引き、同じく武村市兵衛より自著の多くを刊行した山崎闇斎が校訂したものともされる。^(注5)この版本は、『日本書紀

神代合解』所載本に比して文章の不備が少ない。

『日本書紀神代合解』において、四注釈のうちで最も古いものとして掲載される『神代卷口訣』には、〈懷胎十月の説〉はみえず、淡路島誕生については、次のような注をつける。

及レ至ニ産時^{トバ}者、大八洲即化生子也。為胞者、小以不^{トハ}為レ子。意所レ不^レ快曰^ヨ淡路洲^{アハツ}者、吾恥也。

大八洲国^{トバ}というのは、化生の子である。ここで胞^{トバ}というのは、最初に生まれた国が小さかったので、国とはしなかつたというのである。それを快いことにおもわなかつた神は、「アハツ」と言つた。よつて、これを淡路洲といつのである。

「化生（けしょう）」とは、よりどころをもたずに忽然と生まれる生類のこと。神々や宇宙最初の人などにいう。また、「化生（かせい）」と漢語として読むと、天地・陰陽の精が合して新しい物が生まれることをいう。『神代卷口訣』の「神世七代訖」と題する部分では、國^{くに}常立^{じょうりつ}・國狹槌^{くにのさづち}尊・豊斟渟尊^{とよしんていそん}の男神二代を開闢の靈天の神、四代星主^{うひちにのみこと}尊・沙土煮尊^{さづちにのみこと}・五代大戸之道尊^{おほどじのみこと}・大苦辯尊^{おほくじのみこと}の女神をはじめて天地の靈が化生した男女神とし、七代伊弉諾尊・伊弉冉尊の男女神を天地の靈が悉く具わつて化生した男女神とする。そして、忍穂耳尊と栲幡千姫の子で天孫降臨の主人公となる彦火瓊杵尊^{ひこほのはまのくわみこと}を胎生のはじめとし、この瓊杵尊と木花之開耶姫の子である彦火火出見尊以下はすべて胎生とする。

「胎生（たいしょう）」は、母親の胎内から出生するものをいう。

『神代卷口訣』では、『日本書紀』のさきの一節の前で、伊弉諾尊と伊弉冉尊が始めて夫婦となつたことに関し、次のように解釈する。

面足尊^{モモタルカシコネ}始備^{メタケル}レ根^{ルニ}。故云雌^{メテ}元雄^{ハヤシ}元^ス。隱^{カクル}者陰^ハ元^ス。顯^{アラハルハノ}者陽^ハ元^ス。合^{メテ}陰陽^ハ則^{メテ}生^ス體^ス。或^ハ化^ス生^ス或^ハ胎^ス生^ス也。欲^レ產^ス生^ス洲國^{トバ}為^ス夫婦^{アハツ}。依^テ二^ヲ神^ヲ而^テ成^ス以^テ云^レ産^ス也。

面足尊、惶根尊において始めて、陰と陽が備わつた。この陰陽が合わさることによつて形あるものが生まれる。その方法は、化生と胎生のふたつがある。次の代の伊弉諾尊と伊弉冉尊は、国を生もうとして夫婦となつた。『書紀』本文にいう「産」とは化生による国の誕生をいうのである。

神の誕生を化生と胎生に分類した『神代卷口訣』は、国生み神話を、化生のお産とする。つまり同じお産ではあつても、胎生である人のお産とは次元の異なるものとして捉える。『神代卷口訣』は、その成立自体の問題を持つ。しかし、この書では、神と人の交合を意識的に区別しており、この一節の注として、人の生成を説く〈懷胎十月の説〉は、挿入されない。

三、一条兼良『日本書紀纂疏』の説

一条兼良は、室町時代の歌人・連歌作者・和学者・故美家。父は成恩寺閑白経嗣。母は文章博士菅原（東坊城）秀長の女。応永九年（一四〇一）五月七日生、文明十三年（一四八一）四月二日没、八十歳。

『日本書紀纂疏』は、神代卷の註釈書で、康正年中（一四五五～五七）の成立とされる。^(注6)国書、漢籍、仏書を博搜しての三教一致の立場からの解釈がなされる。

現存する『日本書紀纂疏』古写本は、天理図書館蔵宣賢自筆本で、その奥書より、永正七年（一五一〇）三月から翌年十二月にかけて兼良自筆本を書写したもの。これは、兼良が、原本紛失のため、四条隆量書写本を自ら写し加増削除した文明五年（一四七三）再稿本の転写本とされる。建仁寺両足院

本^(注8)京都大学玉潤本、神宮文庫日然本は、これを祖本とし、他の系統の写本に、天理図書館梵舞本、香川大学神原本、蓬左文庫本などがある。

版本は、「享保六年^{辛丑年}八月吉旦」御藏刊「御書肆松会三四郎開版」との刊記を持つ享保六年（一七二二）八巻八冊本と、その覆刻版がある。この版本では、『日本書紀纂疏』本文にあわせて『日本書紀』本文の一節を組み入れる。なお、この『纂疏』の本文は、『日本書紀神代合解』所載の『纂疏』をもとにする^(注9)とされる。

問題とする書紀本文に対する『日本書紀神代合解』所載の纂疏注は次の通り^(注10)

凡姪娠之道神識託母胎中假一點精血為質之始也。
一月血聚。謂之始胎。
二月精凝。謂之始膏。
三月成形。謂之始胎。是時血脉不流。象形而变男女始定。
四月形體成。
五月能動。
六月筋骨立。
七月毛髮生。
八月藏府具。
九月五穀入脾胃。
十月諸神備。
故胞生兒裏也。裏子如衣。母飲食時能節寒溫也。在胎之時胞衣在上。故及產而兒先生。胞後下也。今書以淡路洲為胞者在胎之象也。混沌一氣天地胚胎之時蓋一神生三日月山河一。體於混前之理故也。意所不快者明名洲之由也。一神意欲産一廣大之洲而生此小洲。故意不為快。於是為胞而不充兒數也。淡路和訓猶言吾恥也。二神始生小洲深為恥耳。

まず妊娠とは、神識（靈魂）が、母胎に宿り、父の精と母の血をかりて、始めて形あるものになると定義する。次に、〈懷胎十月の説〉が記され、

胞衣が胎児の上にあってこれを保護し出産のときは胎児より後に下ると説く。そして、『日本書紀』「以淡路洲為胞」の一文は、淡路島が胎内に在ったことをあらわし、一神が、広大な国を生もうとしたのに、小国が生まれたため、これを恥じて子の数にいれず胞衣としたと解釈する。

『日本書紀纂疏』は、問題とするこの『日本書紀』の一節の前文「於是陰陽始遇合^(メテアミトハクハイシテル)為夫婦^(アメノコトハクハイシテル)」を、次のように解釈する。正通の『神代卷口訣』が、陰と陽による生成を化生と胎生に区別したのと異なり、二神の交合による物の生成と、人の交合による子の誕生は、本質的には同じものと捉える。

遭合^(トハフ)謂^(タリ)男精女血遭合而成^(シテラスラ)胎。若取^(ルトキ)於天道^(ニ)則陽降^(シラス)氣陰降^(スラス)形。形氣相合而為^(タリ)人為^(リ)物也。

陽の気と陰の形が相合することによって人も物も形成される。『日本書紀纂疏』には、また、「二神共為夫婦。當生萬物之始也」とも記される。国生み神話は、天地のなかで万物が生まれる理由を、伊弉諾尊と伊弉冉尊二神の交合というかたちで寓意したと兼良は解釈する。この解釈は、また、「神代上」として、天地開闢から素戔鳴尊を中心とする出雲神話までを総じた部分にも見える。

及^(テ)其開闢^(ハタケル)而為^(リ)天為^(リ)地為^(リ)人為^(リ)物為^(リ)有情^(ト)為^(リ)無情^(ト)。皆一氣之分神理之變也^(ナリ)。陰陽二神體^(スルカ)此理^(ノヲ)故^(ヘニ)孕^(タマ)山河於胎內^(ヲ)現^(スル)日月於掌中^(ヲ)穿^(スル)天入^(リ)地自在無碍^(ゲナリ)所謂天地同根萬物一體。毛呑^(タマフ)巨海^(タマツ)芥納^(タマツ)須彌^(タマツ)者也^(ナリ)。

天地は同根であり、万物は一体である。天地となり人あるいは物となり、有情、無情の区別はあるが、これらは、すべて一気が形を変えたものにすぎない。陰陽二神は、この理を体現するものである。

そして、〈懷胎十月の説〉は、万物創造のうちの人の生成を説明するものとして、『日本書紀』のこの一節に挿入される。

四、兼良注〈懷胎十月の説〉と医書

『医心方』は、丹波康頼によつて、永觀二年（九八四）に撰進された。その婦人科にあたる卷二十二「任婦脉圖月禁法第一」冒頭には、懷胎十月における胎児生成の説明として『産經』と『太素經』より次のような一節が引用される。^(注1)

産經云。黃帝問曰。人生何如以成。岐伯對曰。人之始生。生於冥冥。乃始為形。形容無有擾。乃為始收。

任身一月曰胚。又曰胞。二月曰胎。三月曰血脉。四月曰具骨。五月曰動。

六月曰形成。七月曰毛髮生。八月曰瞳子明。九月曰穀入胃。十月曰兒出生也。

今案太素經云。

一月膏。二月脉。三月胞。四月胎。五月筋。六月骨。七月成。八月動。九月躁。十月生。

ここに引かれる中国医書のうち、『産經』は逸書で、『太素經』は『黃帝内経太素』として諸本が伝わる。しかし、『日本書紀纂疏』の〈懷胎十月の説〉は、部分的ではあるが、『産經』の記述と類似する。^(注2)

また、『医心方』では、以下、妊娠の各月の図をあげて、それぞれの月の胎児の様子と鍼灸を避けるべき脈を示すが、その記述は、随の大業中（六〇五～一六）に巣元方等が奉詔したとされる『巣氏諸病源候論』より引用される。その懷胎十月の説明のうちには、「懷身一月名曰始形」「懷身二月名曰始膏」「懷身三月名曰始胎」などの表現が見える。加えて、四庫全書本『巣氏諸病源候論』について見ると、「任娠轉女為男候」と題する項に、「一月曰は、精氣が胞衣のうちに形となること、三月曰は、血脉が流れず胎児の形が生成される過程にあって男にも女にもなりうると記す。兼良注の二月・三月日の記述は、その要約の如き感がある。

任娠二月名曰始藏。精氣成於胞裏。至於三月名曰始胎。血脉不流象形而變。未有定儀見物而化。是時男女未分。故未滿三月者可服藥方術轉之令生男也。

さらに、唐代、孫思邈によつて撰述された『千金方』を、北宋治平年間（一〇六四～六七）に、林億らが校訂した『備急千金要方』卷一、妊娠の月毎に服用すべき医薬を示す「養胎第三」には、兼良注と最もよく類似する〈懷胎十月の説〉が載る。

妊娠一月始胎。二月始膏。三月始胞。四月形體成。五月能動。六月筋骨立。七月毛髮生。八月臟腑具。九月穀氣入胃。十月諸神備。

『医心方』の正本は、円融上皇に進奏された後、正親町天皇の時代（一五六〇～八六）に、典藥頭半井瑞策に下賜されるまで宮廷に秘蔵された。また、副本は、丹波家に蔵されて、これも、秘典として代々伝授された。^(注3) 兼良が、『日本書紀纂疏』に引用する〈懷胎十月の説〉の直接の原拠は明らかにしない。みたび閑白の位に昇り当時五百年来の学者と称された兼良には、秘典『医心方』を実見しえた可能性もある。しかし、『医心方』をもとに医書を渉猟したというよりは、中国医書の抄録された中世医書を参考にしたものか。

『日本書紀纂疏』には、仏典『俱舍論』がまま引用される。この『俱舍論』には、胎児の母胎内にある二百六十六日間を、成長の次第によって、羯頰藍（凝滑・和合）・頸部疊（胞）・閉戸（血肉）・健南（堅肉）・鉢羅奢併（支節）の五つの状態に分けて説く〈胎内五位説〉が載る。

例えれば、『日本書紀纂疏』より古く、永和二年（一二七六年）以前に成立していたと考えられる『日本書紀』の注釈書に『日本書紀私見聞』がある。^(注4) この『日本書紀私見聞』は、関東で成立し、同地の真言・天台両宗の寺院に分布していたとされる。その一写本で天台系の教説の色濃い神宮文庫蔵春瑜本には、「天地未分化」を説明するものとしてこの〈胎内五位〉の一部が引かれている。

私云天神始鷦卵如云事胎生如也。内典最初伽羅藍ト又安部曇云如レ此カイコノ如次第血氣形体有又位フル也。安ルニ今此一神明始亦復如是成可。何況於人間乎。

しかし、兼良は、『俱舍論』に出る「精血」の語句を自注に使用しながらも〈胎内五位説〉はとらず、中国医書を拠り所とする説を載せる。そして、仏典の解釈を排した『日本書紀纂疏』所載の〈懷胎十月の説〉は、この後の神道系注釈に受け継がれていく。

五、ト部兼俱『日本書紀神代卷抄』の説

ト部兼俱は、室町時代後期の神道家。神祇權大副兼名の息。永享七年（一四三五）生まれ、永正八年（一五一二）没、享年七十七歳。天照太神・天児屋根尊以来の嫡々相承の神道として元本宗源神道（唯一神道また吉田神道）を樹立する。吉田家による全国神社支配を画策した兼俱は、応仁の戦乱で末世の救済を希求する公武の帰依者の獲得に始まり、文明十六年（一四八四）の吉田山上の大元宮斎場所の拡張建立、延徳元年（一四八九）の伊勢神宮の神器が斎場所に降臨したとの密奏による伊勢神宮の支配下への組み込みなど政治的手腕を發揮して幕府・朝廷に取り入る。そして、この兼俱が、その思想伝播の拠り所とした日本古典が『日本書紀』であった。

『日本書紀神代卷抄』とは、『天理図書館稀書目録』和漢書之部第三による仮題^(註)。この天理本は、兼俱による自筆完本で、月舟寿桂の需めに応じて講釈した際の月舟聞書き本を自ら書きしたもの。そして、その時期は文亀年間（一五〇一～〇四）頃であろうと推定されている。この兼俱自筆本の転写本に、天理図書館梵舞本・宮内庁書陵部本があり、建仁寺両足院藏月舟寿桂聞書き本は、兼俱自筆本成立に関わったと考えられる書の転写本。なお、月舟寿桂は、京都五山建仁寺の禪僧。天文二年（一五三三）没。吉田神道を建仁寺の塔頭である両足院に伝え、以後、林家一族・和仲東靖・梅仙東通・利峯東銳ら両足院住みの諸僧によって両足院流神道が形成される。

兼俱の注釈が、版本としておおやけになつたのは、『日本書紀神代合解』

に分載される本文が唯一のもの。この版本の兼俱注は、次の通り。

淡路ト云小國ニテ我耻ト云義ニテアハチト訓也。エナ後ニ生ヲサキニ生ハフシンナリ。サレトモ神ハ天地カ胎内ナホトニ如此ナリ。後ノ物ト云者也。此義今ノ人ノ産時トワカワルソ。胎内ニテ先ツ生スル間胞ヲ先ツウムノ義也ト、ラン。子在「胎内」七月ニ毛髮生シテ八月ニ五臓生スルソ。一月ニ血カタマリ

二月ニカヲ始

三月ニ鉢初

四月ニ五体成

六月ニホネ生

七月カミ生

八月ニ五臓ヲ生ル

九月ニ五コク胃ノフニ入

十月ニ五行ノ神備テウマル、也。

十月ニ五德ヲ具シテ袋ニ入タヤウニ胞衣ヲアタマヘアケテ母ノ食物ノ感熱ヲ防ク。双子ヲ生時ニ生スルヲ兄トナスハ胞衣ノ澄ヲトルソ。

兼俱は、「日本紀の家」の自覚をもって、『日本書紀』の講義をたびたび行った。これは、秘説の伝授という性格を持っており、受講者は、それを聞書として記録し備忘のための書名を付けた。そのため残された聞書の本文は、兼俱講の行われた年次あるいは聞書者の違い、また、聞書を書写する段階で増補改変の手が加わるなど、様々な要素によって一様でない。

兼俱注の解釈は、双子の誕生で、後から生まれる子を兄とするとのほかは、『纂疏』に同じ。しかし、〈懷胎十月の説〉は、七月・八月目の説明が重複し、五月目が欠落、二月・三月目の意味が取りがたい。このところ、兼俱自筆本についてみると次のようにある。

淡路ト云ハ小國ニテ我耻ト云義ニテアワチト訓スル也。耻辱ト云コトハ是ヨリ起ソ。胞ハ後ノモノト云者也。此義今ノ人ノ産時トワカワルソ。

胎内ニテ先生スルホトニ胞ヲ先ツウム義ニトランソ。子在「胎内」七月ニ

毛髮生シテ八月ニ五臓生スルソ。十月ニ五德ヲ具シテ袋ニ入タヤウニ胞衣ヲアタマヘアケテ母ノ食物ノ寒熱ヲ防ソ。双子ヲ生時ニ後ニ生スルヲ兄トナスハ胞衣ノ證ヲトルソ。

で、七代目の神が、始めて陰陽としての交わりを行つた。

前ノ三神ハ一神ツ、出テ陽ハカリ也。自「第四代」至「第七代」偶（俱）生、神マテ陰陽ト次ツルソ。七代メニテ男女和合也。

兼俱講の聞書は、月舟寿桂聞書を始めとして、壬生雅久聞書、宜竹（景徐周麟）聞書、花月坊円信聞書、円満寺聞書、桃源瑞仙聞書、小補（横川景三）聞書などの転写本が伝来する。^(注15)『日本書紀神代合解』所載のものは、島原松平文庫本『神代抄』二冊と同様に、月舟寿桂聞書に改変が加えられたもので、

厳密な意味で兼俱注とは言い難いとされる。しかし、〈懷胎十月の説〉に関しては、兼俱講の聞書の他本、相国寺の禪僧宣竹が、兼俱文明十三年の講義を聞書した『神書聞塵』（天理藏）『日本紀神代抄』（京大清家文庫蔵）や、年次未詳ながら桃源瑞仙が聞書した『神代抄』（京大国語国文研究室蔵）にも完全な形ではないものの見ることができる。^(注16)兼俱講義の場で〈懷胎十月の説〉が、省略されたかたちであるにしろ語られていたことは確かであろう。

腎水也。一水徳ヨリ生万物也。陰陽之會ハ腎水カラ起ルホトニ二神相合シテ生万物也。

ここに言う「一水」は、『纂疏』の「一氣」を言い換えたものにはかならない。しかし、兼良注が、神の交合に万物誕生の原理を見るのに対し、兼俱注は、神の交合の意味解釈そのものに重点が置かれる。つまり、この二神の交合から万物の誕生が始まつたとし、神を絶対的な立場に置く。

歳阿弥弟の円満寺聞書である『日本紀聞書抜書』（天理図書館蔵）には、三教一致の立場から『日本書紀』を解釈する兼良の説は、講義を潤色^(注17)するためには役立つものの、神道として「一氣之玄水」を第一とする家の立場からは、依拠し難いものがあるとの兼俱の言説が載る。

子ヲハラムコト十ヶ月アリテウムソ。先最初ノ一月ニハ血ガマダカタマルヤラフソ。二月三月ニナリテ次第ノ二胎内ニテ人相具足シテ九月メニ五穀ガ子ノ臓腑ニ入ソ。サテ十月メニ心ニ火神ヲソナヘテ五行ノ神ガソナハルソ。ソナワレハヤカテ出生スルソ。

（『神書聞塵』・『日本紀神代抄』）

（『神代抄』）

纂疏ハ後成恩寺ノ康正年中内裏ニテ御講尺ノ御トキ撰ラレタソ。二教ヲ合タルホトニ此ヲモテ講尺ハ大事ソ。家ニ於テモ潤色トハナレトモアナカチニ依用シカタン。其故ハ我カ神道ハ汲ニ一氣之玄水^(注18)遂不_レ嘗_ニ三教ノ一摘ト本文歴然タリ。

兼俱自筆本には、神世七代についての次のような記述がある。国常立尊・國狹槌尊・豐斟渟尊の三代は、陽神、四代渥土煮尊・沙土煮尊、五代大戸之道尊・大苦辺尊、六代面足尊・惶根尊、七代伊弉諾尊・伊弉冉尊は、陰陽神

文明の初期（一四七〇）から、長子の務めとして日本書紀講釈の稽古に勤んだ兼俱は、それに先立つ長禄三年（一四五九）という『日本書紀纂疏』成立の数年後に、その書写を行い、『日本書紀』の本文組み入れ、吉田家説の書込み、さらに独自の注記を施している。また、文亀一年（一五〇二）以

降、『日本書紀纂疏』の和文化を試み、神代上のみで未完に終わった『纂和抄』三冊を残している。兼俱は、兼良注に拠りつつ、そこからの脱却をはかった。国生みの場面について、兼俱は、神が万物を創造するために始めて交合を行い、そこから、日本のすべてが始まったとする。この神を絶対視する解釈に立つとき、この一節において、人の生成を説く「懷胎十月の説」は、必ずしも必要ではなかった。兼俱は、講義の場で、『纂疏』に出る「懷胎十月の説」を、時に省略した形で説いた。

六、清原宣賢『日本書紀抄』の説

清原宣賢は、室町時代後期の儒学者。環翠軒は、その号。ト部兼俱の第三子で、清原宗賢の養嗣子となり、清原家を継ぐ。天文十九年（一五五〇）七月十二日没。七十六歳。四書五經の書写・校合を行って講義を行うとともに、実家吉田家の家学である『日本書紀』『中臣祓』など神道関係の研究をする。

宣賢の神代卷注釈書には、自筆の著作が一部現存する。^(注18)一つは、永正十一年（一五四）から永正十五年にかけて成立したことから「永正本」といわれる『日本書紀神代卷抄』上下二巻（天理図書館蔵、二二〇—イ一四七）。もう一つは、大永七年（一五二七）の成稿より「大永本」といわれる『日本書紀抄』上中下三巻（天理図書館蔵、一一〇—イ一五一）である。大永本は、宣賢の次男で大永五年に十歳で吉田家の養子となり、後年、吉田家八代を継いだ兼右に与えた注釈書で、永正本に神代卷の本文を分入し、ときに大幅な改稿を加える。また、この大永本は、成立後、宣賢自身の講義の控えとしても使用された。

和漢にわたる鴻儒として聞こえた宣賢講の聞書は、当時の日本古典研究の高まりを反映して、数多く残されている。そして、版本も、『日本書紀神代合解』以前に既に刊行されている。「寛永十七年九月下灘日」との刊記を持つ寛永十七年（一六四〇）刊の『日本紀神代抄』十一巻七冊は、奥書末尾に「享禄辛卯冬十一月下灘日 叡岳東塔櫻那院拙仕證」とあり、享禄四年（一五三）比叡山の僧拙仕の書写本を底本とする。この版本には、「寛文九年巳酉年／正月吉辰／武村市兵衛昌常／村上勘兵衛元信／山本平左衛門常知／

八尾甚四郎友春」との刊記を持つ寛文九年（一六六九）の後刷がある。この版本は、永正本に近い本文を持つ。

また、「於洛陽本能寺前開板」との刊記をもつ古活字版『日本書紀抄』二巻、および無刊記でこれを整版の三巻本としたものがある。この版本が依拠した写本には、兼右の学説が補われているとの説もあるが^(注19)、大永本系の本文を持つ。

『日本書紀神代合解』所載の宣賢注は、大永本系の本文を持つが、そこでは、淡路島誕生の一節が、次のように解釈されている。

天カ父地カ母ナレハ國土ヲ産ト云ハ不審ナシ。胞ハエナ也。一水ノ固マル時ニ胞中ニアル也。人ハ後ニウムニ此ニ先云ハ天地ハ神明ノ胎内ナレハ胎内テハ胞カ先ツ生ソ。アハチト云ハ此ニ小洲ヲ生ハ我カハチト云心也。ワカハチト云和訓也。富士ノ山カ人皇四十代三夜ニ出現シタルト云ヲノコロ島ヲモ富士チヤト云説アリ。人ノ胎内テ
一月ニハ胎胚
二月メニハ始膏
三月メニハ始胎
四月メニハ形躰成
五月メニハ能搖
六月筋骨立
七月毛髮生
八月臓府具
九月五穀入胃
十月諸身ソナワル也。

宣賢は、天文五年（一五三六）正月二十九日から三月十八日までの間に、計十三回の神代卷講義を、若狭国小浜の栖雲寺と妙典寺で行った。この時の聞書は、京都大学文学部蔵『神代抄』、天理図書館蔵『日本書紀神代抄』二種（吉一二一四八、吉一二一四九）、東京大学附属図書館蔵『日本書紀神代抄』、筑波大学中央図書館蔵『神代抄』二種（ヨ二四〇—三八九、ヨ二四〇—

三九〇)、宮内庁書陵部藏『日本紀抄』(一八五一〇・一・一二七・四四三)など比較的伝本が多い。しかし、この系統の写本による『日本書紀神代合解』

「環翠注」は、特に杜撰な部分が多いとされる。^(注2)そこで、宣賢自筆本のうちこの講義に使用された大永本について、対応箇所をあげると次のようである。

故及産而兒先生胞後下也。今書以淡路洲為胞者在胎之象也。混沌一氣天地胚胎之時蓋二神生^(注3)日月山河^(注4)體於混前之理故也。

國土ヲ生タマフニ先淡路洲ヲエナトシテ大八洲國ヲ生タマフ也。胞衣トハ子ヲツヽミタル衣也。タトヘア蝉ノモヌキタル衣ナトノ如シ。其子ハ彼胞衣ヨリヌケ出ニ其胞衣ハアトニ残テ後ニ出也。一水ノカタマル時分マツ此衣ニツヽミタル眞雞ノ卵ノ如シ。常二人ノ生スル時ハエナハ後ニ出ルモノ也。淡路島ハ胞衣ナラハ後ニ出ツヘキニ此ニハ先胞衣ヲ云ハ胎内ノ時ノ眞也。天地ハ神ノ胎内也。胎内ニテハマツ胞衣カ上ニアルホトニ此ニマツ胞衣ヲ云也。其ニツキ深口傳アリ。内典外典顯密ノ秘曲コヽニ極ヘキ也。エナナハ添モノ也。只エ也。

意所不快トハ廣大ナル國ヲ產ント思ヘルニ小洲ヲ生メリ。故快ラスオホシメセリ。淡路ト云ハ吾耻ト云心也。アワ相通也。二神始テ小洲ヲ生テ耻辱トシタマヘリ。故淡路トイヘリ。耻ト云事ハ是ヨリ起レリ。富士山カ一夜ニ出現スル事奇妙ナレトモ如此國ヲ生スルヲ以テミレハサモ有ヌヘシ。人ノ双子ヲ生時ニ後ニ生ル、ヲ兄トスルハ胞衣ノ證ヲトル也。疏云。凡姪娠之道神識託母胎中假^(注5)一點精血為質之始也。

以ト氏秘説不違背一句抄之。但所々雖非無不審暫任師(兼俱卿)講命。短毫至^(注6)纂疏者以愚慮私加^(注7)之者也。

ト部家の血を引きつつも、経学の研究に携わって実証主義的検証の方法を身につけた宣賢は、兼良の説を参照にして、兼俱注を補強し合理的な解釈を施していく。そして、兼俱が主張した「一氣之玄水」が万物のもととなるとの説も、人をも含めて万物の誕生が宇宙の摂理に拠るものであるとして、これを『纂疏』に近い見解に改める。

天地ノ万物ヲ生スル事子方ヨリ一氣動テ一水ノ徳ニ預ラスト云物ナシ。人ノ生スルモコレニ同シ。五臟ノ中腎ハ水也。一念ノ愛欲ヨリ心水ノ浪ノ動ケルト知ヘシ。衆生悉此二神ノ靈徳ヲ受テ形氣ヲ生スルカ故ニ善惡邪正ナストナスシワサ天地ニ同根ナラスト云事ナシ。

宣賢注では、伊弉諾尊と伊弉冉尊による国生み神話で、天地が胎内に例えられることにつき、深い口伝があつて、内典・外典・顯密の秘曲は、このことの解釈に極まる記す。その深秘の説については、自筆本をはじめとして、残された聞書にもいっさい見えない。しかし、天地と人が同根で、ともに神の靈徳を受けているとの解釈には、真言・天台の人は生まれながらにして仏故胞生^レ兒囊也。裏^レ子如^レ衣母飲食時能節寒温生也。在^レ胎之時胞衣在^レ上。

で宇宙そのものであるとする根本教理との類似性が見られる。

宣賢は、国生み神話の場面で、人の生成を説明するものとして引用される〈懷胎十月の説〉が、兼良注に拵ることを明示して、ト部家の説でないことを明示する。しかし、この場面で、この説が語られることは、その説が当どう受け入れられたかという問題を差し引けば、宣賢注の文脈においては、正当なものであった。一気の玄水は、陰陽が交合することによって人の原形となり、十月目に、人は諸神（五行の神）を備えて生まれる。

結語

ト部氏のうち平野流の兼方は、文永十一年（一二七四）より行われた父兼文の「日本紀」講義を『釈日本紀』として編纂。この講義は、一条家の人々にも公開され、その秘伝の一部が、一条家に伝えられる。後年、一条兼良は、吉田流の兼渉から秘説を受け、父成恩寺殿嗣より『日本書紀』を伝授され、康正年間（一四五五～五七）に『日本書紀纂疏』の成立をみる。この間、兼渉の孫で兼敦の子（実は兼敦の弟）の兼富は、応永二十五年（一四一八）、とくに望んで兼良より返伝授を受ける。兼富より二代後の兼俱は、文明期（一四六九～一四八六）に、吉田神道を確立する。それまでのト部家では、『釈日本紀』を秘説伝授の拠り所とし、兼敦なども、これをもとに『日本紀神代卷秘抄』を撰述したが、兼俱は、『日本書紀纂疏』から大きな影響を受ける。兼俱による吉田神道の教化は、神代卷の書写と講釈を通して行われ、日本書紀注釈の伝書は、その後、兼致・宣賢・兼満・兼右・兼見ら吉田家累代の人々によって作られていく。

永徳元年（一三八一）に成立した『和歌古今灌頂卷』には、〈胎内五位〉に密教の立場からの教理的位置付けを行って、胎児の様子を図示する〈胎内五位図〉が載る。また、正和三年（一三一四）成立の『聖德太子平氏伝雜勘文』には、「耆婆五臓論」に出るとする〈懷胎十月の説〉を載せる。前者は、『古今集』「ほのぼのと」の歌の秘説として、後者は、『聖德太子伝暦』注の秘説として、それぞれ室町末期まで伝授された。

宣賢の子兼右が、永禄十年（一五六七）に行つた神代卷講義の聞書の一本

『日本書紀聞書』（天理図書館蔵）には、『日本書紀纂疏』の〈懷胎十月の説〉を引いたあとに、「是ハ次テノ義也」とある。^(注2)前述したように宣賢は、その講釈のなかで、天地を神の胎内とすることにさまざまな口伝のあることを述べていた。ここには、いわゆる「中世日本紀」と呼ばれる世界での解釈も含むと考えられる。そこでは、神代卷の本文は解体され、神仏それぞれの流派の主張によって再構成が行われていた。冒頭に示した『三賢一致書』に載るいわゆる〈胎内十月の由来〉の萌芽も、そこには見ることができる。しかし、吉田家の講義では、兼右の代においてもなお国生み神話の最初に〈懷胎十月の説〉を語らざるをえなかつた。家の秘説なるがゆえの運命であつた。

注

（1）『日本書記神代合解』に関しては、

①秋山一実「『日本書紀神代合解』について」（『神道大系月報』46昭和六十年三月）。

②秋山一実「『日本書紀神代合解』所載の『環翠曰』について」（『谷省吾先生退職記念神道学論文集』平成七年国書刊行会）。

③新の『日本書紀①』日本古典文学全集2（平成六年小学館）頭注も同説。

（2）『日本書紀上』日本古典文学大系67（昭和四十二年岩波書店）補注に詳しい。最新の『日本書紀①』日本古典文学全集2（平成六年小学館）頭注も同説。

（3）『神代卷口訣』に関しては、次の諸論を参照。

①津田左右吉「日本の神道に於ける支那思想の要素」（『東洋学報』26巻1号、昭和十三年）。

②宮地直一「忌部正通の神道説」（『神道史』中遺稿集第五卷、昭和三十四年理想社）。

③久保田収「中世神道の研究」（昭和三十四年神道史学会）。

④谷省吾「山崎闇斎によつて校刊された『神代卷口訣』」（『神道史研究』24巻第3号、昭和五十二年）。

⑤真壁俊信「神道大系」古典註釋編三「日本書紀註釋（中）」解題（昭和六十年神道大系編纂会）。

⑥海野一隆「『神代卷口訣』は後生の偽作（上）（下）」（『日本古書通信』平成十

三年六・七月）

（4）注（3）④参照。

（5）注（3）⑤参照。

（6）近藤喜博「日本書紀纂疏・その諸本」（『芸林』昭和三十一年六月）、同「日本書

紀纂疏補遺について」（『ビブリア』十）参照。

（7）中村啓信の解題を付して、天理図書館善本叢書和書之部第二十七巻『日本書紀

纂疏／日本書紀抄』（昭和五十二年八木書店）に複製がある。

（8）『日本書紀纂疏』國民精神文化文献四（昭和十年國民精神文化研究所）に翻刻。

（9）注（3）⑤参照。また、本書には、享保六年版の翻刻を載せる。

（10）宣賢自筆本も、「裏在胎之時胞衣在上」とする以外は、同じ。

（11）本文は、成竜堂文庫蔵の平安時代古写本の影印巻子本（川瀬一馬解説、昭和六

十年主婦の友社）に拠る。

（12）なお、『太素經』からの引用は、野線上に細字で書込まれている。また、『太素

經』のこの説は、『医心方』卷二十四「知有子法」第二にも見える。

（13）『医心方』については、数多くの論文・研究書があるが、小曾戸洋『中国医学古

典と日本』（平成八年端書房）に、最近の成果が集約されている。

（14）春瑜本の複製・翻刻は次の通り。

①『日本書紀私見聞 春瑜本』（宮地直一解説、昭和十三年貴重圖書複製會）。

②『古事記・日本書紀（下）』神宮文庫古典籍影印叢刊2（鎌田純一解説、昭和五十七年八木書店）。

③『日本書紀私見聞』神道資料叢刊十（深津睦夫・村田佳子解説、平成十六年

皇學館大学神道研究所）。

また、春瑜本に関しては、つぎの諸論を参照。

①久保田収『日本書紀私見聞』について」（『皇學館大学紀要』第十一輯、昭和四十七年十月）。

②阿部泰郎「良遍『日本書紀』注釈の様相」（『国語と国文学』平成六年十一月）。

③落合博志「願教寺藏主要資料紹介『日本書紀私見聞』」（『調査研究報告』二十号、平成十二年九月国文学研究資料館）。

（15）『日本書紀神代卷抄』に関しては、次を参照。

①中村光『日本書紀神代抄』國民精神文化文献一〇（昭和十三年國民精神文化研究所）解説。

②岡田莊司『吉田叢書第五編』（昭和五十九年続群書類從完成会）解説。

（16）小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』（平成四年清文堂）参照。

（17）『神書闇塵』は、秋山一実の解題を付して『神道大系』古典註釋編四『日本書紀註釋（下）』（昭和六十三年神道大系編纂会）に翻刻。また、『日本紀神代抄』『神代抄』は、『續抄物資料集成』第九巻（昭和五十六年清文堂）に複製がある。

（18）宣賢の神代卷注釈書に関しては、つぎの諸論を参照。

①注（3）③。

②今中寛司「清原宣賢の『日本紀神代抄』について」（『日本古代史論叢』昭和三十五年吉川弘文館）。

③今中寛司「清原宣賢と清家神道」（『新訂日本文化史研究』昭和五十年三和書房）。

④注（7）。

⑤注（15）②。

⑥注（17）神道大系の解題。

⑦注（16）および同氏の『清原宣賢講「日本書紀抄」本文と研究』（平成十五年勉誠出版）。

（19）西田長男「清原宣賢の日本書紀抄に就て」（『神道史の研究』昭和三十二年理想社）。

（20）注（1）②参照。

（21）大永本は、注（7）に影印。

（22）永正本は、注（15）②に翻刻。

（23）『神道大系』古典註釋編四に翻刻。